災特例法第十七条の二の三第九項の規定、震災特例法第十七条の三第五項の規定、」に、「を含む。）に」を「及び震災特例法第十七条の三の三第四項の規定を含む。）に」に、「若しくは第三項（避難解除区域」を「若しくは第三項（企業立地促進区域」に、「震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定又は震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」を「震災特例法第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定又は震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」に、「及び第三項（避難解除区域」を「及び第三項（企業立地促進区域」に、「震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」を「震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」に改める。

附則第二十条第一項中「新法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）第六十八条の十五の六」に、「新令第三十九条の四十五の三」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正後の租税特別措置法施行令（次項において「平成二十五年新租税特別措置法施行令」という。）第三十九条の四十五の六」に改め、同項の表第一項の項及び第二項の項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に、「第六十八条の十五の二第六項」を「第六十八条の十五の五第六項」に改め、同表第三項第五号の項中「第六十八条の十五の三第一項第七号」を「第六十八条の十五の六第一項第七号」に改め、同条第二項中「、新震災特例法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第二十五条の三の二まで」を「第二十五条の三の三まで」に、「新法第六十八条の十五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」に、「新令第三十九条の四十五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法施行令第三十九条の四十五の六」に、「新震災特例法施行令」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十六号）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令」に改め、同項の表第一項の項中「震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、」に、「を含む」を「及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同表第二項の項中「第二十五条の二第十三項」を「第二十五条の二第十四項」に、「第二十五条の二の二第八項」を「第二十五条の二の二第九項」に、「震災特例法第二十五条の三第五項の規定及び」を「震災特例法第二十五条の二の三第九項の規定、震災特例法第二十五条の三第五項の規定、」に、「を含む。）に」を「及び震災特例法第二十五条の三の三第四項の規定を含む。）に」に、「若しくは第三項（連結法人が避難解除区域」を「若しくは第三項（連結法人が企業立地促進区域」に、「震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定又は震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定又は震災特例法第二十五条の三の三第一項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に、「及び第三項（連結法人が避難解除区域」を「及び第三項（連結法人が企業立地促進区域」に、「震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第二十五条の三の三第一項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」に改め、同表第三項の項中「第二十五条の三第一項の規定及び」を「第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、」に改め、「第二十五条の三の二第一項の規定」の下に「及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定」を加え、「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に、「第六十八条の十五の二第六項」を「第六十八条の十五の五第六項」に、「第二十五条の二第十三項」を「第二十五条の二第十四項」に、「第二十五条の二の二第八項」を「第二十五条の二の二第九項」に、「震災特例法第二十五条の三第五項の規定又は」を「震災特例法第二十五条の二の三第九項の規定、震災特例法第二十五条の三第五項の規定、」に改め、「第二十五条の三の二第四項の規定」の下に「又は震災特例法第二十五条の三の三第四項の規定」を加え、同表第三項第五号の項中「第六十八条の十五の三第一項第七号」を「第六十八条の十五の六第一項第七号」に、「又は震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項」を「、震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項の規定又は震災特例法第二十五条の二の三第二項若しくは第三項」に、「又は震災特例法施行令第二十二条の二の二第三項各号」を「、震災特例法施行令第二十二条の二の二第四項各号に定める金額又は震災特例法施行令第二十二条の二の三第三項各号」に改め、同表第三項第五号ロ⑴の項中「若しくは第二十二条の二の二第三項第一号」を「、第二十二条の二の二第四項第一号若しくは第二十二条の二の三第三項第一号」に、「若しくは第二十五条の二の二第二項」を「、第二十五条の二の二第二項若しくは第二十五条の二の三第二項」に改め、同表第三項第五号ロ⑵の項中「若しくは第二十二条の二の二第三項第二号」を「、第二十二条の二の二第四項第二号若しくは第二十二条の二の三第三項第二号」に、「若しくは第二十五条の二の二第三項」を「、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」に改め、同表第三項第六号の項中「第六十八条の十五の三第一項第八号」を「第六十八条の十五の六第一項第八号」に、「又は震災特例法第二十五条の三の二第一項」を「、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定又は震災特例法第二十五条の三の三第一項」に改め、同表第三項第六号イの項及び第三項第六号ロの項中「前条第十四項」を「第三十九条の四十五の二第十四項」に、「若しくは第二十二条の三の二第二項」を「、第二十二条の三の二第四項若しくは第二十二条の三の三第二項」に改める。